



## 国家外貨管理局 クロスボーダー貿易投資における高水準の開放に向けた 新たな外貨管理改革の試行展開

2022年1月4日、国家外貨管理総局は『上海自由貿易試験区臨港新エリア等の一部地域におけるクロスボーダー貿易投資の高水準の開放に向けた新たな外貨管理改革の試行政策』(匯発[2021]35号)を公布しました。

それを踏まえ、春節前には四つのパイロット地域の外貨管理局で、夫々本件試行政策に関する実施細則が打ち出され、大胆な外貨管理改革に注目が集まっています。四つのパイロット地域は広東自由貿易試験区南沙新区(1/25 細則公布)、海南洋浦経済開発区(1/27 細則公布)、上海自由貿易試験区臨港新区(1/29 細則公布)、浙江省寧波市北崙区(1/29 細則公布)です。

### 【ポイント】

#### 【経常項目】

- デューデリジェンス実施の上、パイロット銀行は企業「送金指示」に基づき、パイロット地域の優良企業に対して経常項目の外貨業務を行うことが可能。
- パイロット地域企業は、クロスボーダーのネットイング決済を行うことが可能。

#### 【資本項目】

- 外債利便化について、実需に基づき、中小ハイテク企業に対して最大500万ドルの外債枠を付与する。
- 域外貸付の上限額を純資産の50%から80%まで拡大する。
- 域外貸付、外債、クロスボーダー保証などの外貨業務登録は銀行で受理する。
- 資本項目(資本金、外債等)の使用範囲を拡大する。非関連企業への委託貸付の使用制限を取り消す。
- 多国籍企業は人民元外貨一本化クロスボーダープーリングを活用可能。域外貸付上限額を拡大する(域外貸付集中額=プーリング所有者権益×80%)。
- パイロット地域の非金融企業(不動産会社等を除く)の外債、クロスボーダー保証、域外貸付、ODI等の業務におけるクロスボーダー流入・流出通貨の一貫性制限を適度に緩和し、合理的な需要がある非金融企業は、契約・流入・流出ごとに、通貨を自主的に選択することが可能。

### 1. 政策の背景

近年中国政府は外貨管理改革に注力しており、クロスボーダー貿易の利便化にて資本項目における外債(例えば、マクロプルーデンス方式起用)、域外貸付(例えば、限度枠拡大)、人民元外貨一本化クロスボーダープーリング一本化等の簡素化まで各種改革措置が打ち出されていますが、実務領域においては一部の課題やネックは解決されておらず、企業がビジネスしやすい環境作りを実現させるために更に規制面で改善する余地があると見られています。

直近では中国国内経済の鈍化に伴い、中国と海外のクロスボーダー貿易投資の拡大・活性化は、「内循環と外循環の両立」を狙う中国政府にとって、より重要な課題となり、一層重要視されています。企業の発展及び実体経済の発展を支えるために、重要な外貨管理分野である決済、投融资、資金調達、多国籍企業資金効率化等を是正する必要性が高まっています。

斯かる背景のもと、国家外貨管理総局が本通知を公布しました。すべての分野における改革開放は一斉に全国展開することは難しく、今回の試行政策ではパイロット地域を選択し、比較的投資、貿易、経済が活発な4つの地域(自

由貿易区を中心)にて実証実験を実施します。今後、制度設計が成熟した段階で、全国展開が視野に入ってくるものと思料されます。大胆な改革開放を通じ、従来の規制障壁を極力減らし、企業と実体経済の発展に貢献できるように、今回の試行政策が今までない政策緩和と言えるかと思料されます。

## 2. 本政策の主な内容(一部抜粋)

四つのパイロット地域の実施細則の内容はほぼ同様であり、本ニュースレターでは広東自由貿易試験区南沙新区の実施細則を例として詳細内容を説明いたします。2022年1月25日、広東省外貨管理局は『中国(広東)自由貿易試験区南沙新区のクロスボーダー貿易投資における高水準の開放に対する新たな外貨管理改革の実施細則』(粵匯發[2022]1号)を公布しました。添付通達は合計7つあり、本章では特に注目度が高い経常項目と資本項目の内容に重点を置いてまとめております。

### 【経常項目】

クロスボーダー貿易利便化業務	
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>(対象企業条件)</b> 広東自由貿易試験区南沙新区に登録されている正常経営を行う優良企業。優良企業の基準は各パイロット銀行より自ら決定することが可能。(附1第5条)</li> <li>➤ <b>(外貨収支業務簡素化)</b> デューデリジェンス実施の上、パイロット銀行は企業の「送金指示」に基づき、パイロット地域の優良企業に対して経常項目の外貨収支業務を行うことが可能。(附1第5条)</li> <li>➤ <b>(新型国際貿易決済)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット銀行は、パイロット地域の戦略的ポジショニングと産業特性に応じて、金融サービスを革新し、コンプライアンスに適合したパイロット地域企業の新型国際貿易における外貨収支業務を実施することが可能。(附1第6条)</li> <li>・パイロット銀行は審査エビデンスを自主的に決定することができる。(附1第9条)</li> <li>・新型国際貿易の定義: 越境 EC、保税メンテナンス、新型オフショア国際貿易(オフショア転売、グローバル調達、オフショア加工委託、請負プロジェクト海外購買等)を含む貨物貿易とサービス貿易を含むが、それらに限らない。(附1第18条)</li> </ul> </li> <li>➤ <b>(ネットینگ決済)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット地域企業は、クロスボーダーのネットینگ決済を行うことが可能。(附1第7条)</li> <li>・パイロット銀行は審査エビデンスを自主的に決定することができる。(附1第9条)</li> <li>・ネットینگ決済の定義: パイロット地域企業が域外取引先の間で発生した経常項目における売掛金や買掛金の複数件の送入金は1件の決済に統合させる方式。域外取引先は単一企業、域外資金集中管理機関などが含まれる。(附1第18条)</li> </ul> </li> <li>➤ <b>(貨物貿易における特別な資金の払い戻し)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物貿易における特別な資金の払い戻し※は外貨管理局にて登記不要であり、パイロット銀行にて登記を実施することができる。(附1第8条)</li> <li>※本来の支払いルートによる払い戻しが出来ない場合、或いは支払期間180日超の払い戻しを指す。</li> <li>・パイロット銀行は審査エビデンスを自主的に決定することができる。(附1第9条)</li> </ul> </li> </ul>

<b>コメント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外貨決済の利便性は大幅に改善されると期待されています(クロスボーダー人民元と同様)。従来必要であった複数のエビデンス提出が不要になり、銀行独自の判断で外貨収支業務を行うことができるため、企業における実務負担軽減が期待できると推察します。</li> <li>➤ 新型国際貿易決済の開放により、より多くのオフショア貿易スキームが今後活用できるようになるため、企業は新たなオフショア貿易スキーム構築により、新しいビジネスの収益機会が生まれる可能性があります。</li> <li>➤ 個社別のクロスボーダーネットティング決済解禁は、本社など域外取引先との間の決済効率化向上や財務管理の更なる高度化に資するものと期待されます。</li> </ul>
-------------	--

**【資本項目】**

<b>① 外債</b>	
<b>主な内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>(対象企業及び外債枠)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広東自由貿易試験区南沙新区に登録されている、知的財産権や優れた技術を保有し、成長分野の事業を行う純資産規模が小さく、条件を満たすパイロット企業に対して、外貨管理局は、実需の原則に従って、一定の外債枠内(最大500万ドル相当)での外債借入を許可。(附2第3条)</li> </ul> </li> <li>➤ <b>(適用条件)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外債の利便化試行方針に従って外債を借用する企業は、以下の条件を満たす必要がある。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 広東自由貿易試験区南沙新区に登録されており、実際に経営活動を行う非金融企業(不動産企業、政府融資プラットフォーム、ファイナンスリース企業、ファイナンス保証企業、商業ファクタリング企業、地方資産管理企業、小口貸付企業、質屋、その他の機関を除く)であること。</li> <li>② 『ハイテク企業認定管理弁法』(国科発火[2016]第32号)のハイテク企業の認定基準を満たし、且つ関連部門からの認定資格を取得している企業。</li> <li>③ 企業の貨物貿易外貨管理分類がA類企業である。</li> <li>④ 過去2年間、外貨規制違反における行政罰則の記録がないこと。(附2第4条)</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>➤ <b>(注意事項)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外債利便化枠を承認されたパイロット企業は、マクロプルーデンス管理方式または投注差方式を通じて外債を借りることは不可。未返済の外債借入残高は、外債利便化枠を費消する。(附2第5条)</li> <li>・パイロット企業が外債利便化枠を承認された後、1年以内に外債の引き出しが発生しない場合、外貨管理局は、外債利便化枠をゼロに引き下げることができる。(附2第7条)</li> </ul> </li> <li>➤ <b>(資金用途ネガティブリスト)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット企業の外債資金は、直接的または間接的を問わず、経営範囲外または国の法律や規制で禁止されている支出に使用してはならない。証券投資に用いてはならない。自用ではない不動産の購入や建設に用いてはならない。不動産企業及び政府融資プラットフォームに投資、融資してはならない。(附2第8条)</li> </ul> </li> </ul>
<b>コメント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 資金需要がある小規模、ハイテク企業に対して朗報です。資金調達オプションが広がりました。</li> </ul>

## ② 資本項目(資本金、外債等)の使用

<b>主な内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>(資本項目の使用範囲)</b> ・資本項目(資本金、外債、域外上場にて募集した資金等)の使用範囲を拡大し、非関連企業への委託貸付の使用制限を取り消す。(本文第16条)</li> <li>➤ <b>人民元支払い待ち口座の撤廃</b> ・資本項目資金(※)の自由人民元転による人民元は人民元支払い待ち口座に入金する必要がなく、同名義の人民元口座に直接入金できる。資金使用範囲の要求は不変。既存開設済みの人民元支払い待ち口座は引き続き利用可能。(本文第16条) ※域内再投資の外貨資金は対象外です。</li> </ul>
<b>コメント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 非関連企業への委託貸付もできるため、(サプライチェーン企業など)Gr.外企業への支援も可能になっています。</li> </ul>

## ③ 域外貸付

<b>主な内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>(域外貸付の上限額)</b> ・域外貸付の上限額を純資産50%から80%まで拡大。(本文第18条)</li> </ul>
<b>コメント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 海外への資金還流の枠が更に拡大、資金還流手段の多様化に繋がると料します。</li> </ul>

## ④ 業務登録関連

<b>主な内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>(域内再投資登録)</b> ・外商投資企業の国内再投資は登録不要。被投資企業または持分譲渡者は国内再投資の受け入れ登録不要。(本文第14条)</li> <li>➤ <b>(銀行が直接受理できる資本項目)</b> ・条件を満たした非金融企業の域外貸付、外債、クロスボーダー保証、海外上場、従業員インセンティブプラン、域外ヘッジ業務およびその他の外貨登記手続きは、広東省の銀行によって直接受理され、提出するエビデンスを簡素化できる。(本文第15条)</li> <li>➤ <b>(クロスボーダー流入・流出通貨の一貫性制限の緩和)</b> ・パイロット地域の非金融企業(不動産会社等を除く)の外債、クロスボーダー保証、域外貸付、ODIなどの業務におけるクロスボーダー流入・流出通貨の制限を適度に緩和し、合理的な需要がある非金融企業は、契約・流入・流出ごとに、通貨を自主的に選択することが可能。(本文第17条)</li> </ul>
<b>コメント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 以前当局に申請が必要である資本項目は銀行への登録手続き移管により、手続きの簡素化やドロダウンまでの大幅な時間短縮、申請自由度の向上が期待されます。</li> <li>➤ 流入・流出通貨の自由選択による企業側の為替リスクの低減や資金管理の自由度の向上が期待されます。</li> </ul>

## ⑤ 人民元外貨一本化クロスボーダープーリング

<b>主な内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>(適用条件)</b> ・多国籍企業がプーリング業務を実施するにあたり、以下の条件を満たす必要がある。 ① 中国国内メンバー企業の前年度営業利益の合計額は100億元以上であり、前年度の人民元・外貨の国際収支規模の合計額は70億元以上であること。</li> </ul>
-------------	--

	<p>② 海外メンバー企業の前年度の企業の営業利益の合計額は20億元以上であること。</p> <p>③ 国内外のメンバー企業が国連安保理決議に違反していないこと。</p> <p>④ 過去2年間、クロスボーダー業務において重大な違反がなかったこと。企業の貨物貿易外貨管理分類がA類企業であり、且つクロスボーダー人民元業務重点監督管理リストに含まれていないこと。</p> <p>⑤ 海外メンバー企業は、『対外投資の方向性指導・規範化に関する意見』(国弁発[2017]74号)における制限類或いは禁止類に該当しないこと。</p> <p>・経常収支の資金集中決済・ネットイング業務のみを行う多国籍企業は、上記の第③項及び第④項の条件を満たす必要がある。(附6第5条)</p> <p>➤ <b>(クロスボーダープーリング限度枠管理)</b></p> <p>・Gr.の域外貸付上限額が拡大される(域外貸付集中額=プーリング所有者権益×80%)。</p> <p>・Gr.の外債上限額が現状維持(外債集中額=プーリング所有者権益×純資産2倍)。(附6第10条)</p> <p>➤ <b>(口座管理)</b></p> <p>・国内資金マスター口座はマルチ通貨口座(人民元を含め)とすることが可能。日中およびオーバーナイトの当座貸越枠を設定できる。(附6第12条)</p> <p>・国内資金マスター(サブ)口座の人民元転による人民元は人民元支払い待ち口座に入金する必要がなく、直接人民元マスター(サブ)口座に入金できる。(附6第13条)</p> <p>・幹事企業は国内資金マスター口座を通じて借りた外債は委託貸付の枠組みを使わず、国内資金マスター口座から参加企業の自己口座に直接振替が可能。(附6第14条)</p> <p>・一定枠内の自由外貨転を解禁するが、外貨転による資金は国内資金マスター口座に入金し、対外支払いに優先的に使うべき。(附6第16条)</p> <p>➤ <b>(注意事項)</b></p> <p>・外債限度枠、域外貸付限度枠が集中されるメンバー企業は、自ら外債、域外貸付を実施してはならない。(附6第10条)</p> <p>・クロスボーダープーリング資本項目におけるクロスボーダー流入・流出通貨の一貫性が必要。(附6第18条)</p> <p>・この規定に従ってプーリング業務を行う多国籍企業は、原則として、他のクロスボーダー資金集中運営又はプーリング業務を行なわないものとする。(附6第22条)</p>
<p><b>コメント</b></p>	<p>➤ 大幅に緩和されている政策(一定枠内の自由外貨転の解禁、国内メンバー企業既存口座との直接接続ルールの緩和等)は企業に大きな利便性をもたらすと思料します。</p> <p>➤ クロスボーダープーリングの機能増強によるGr.間のクロスボーダー資金効率化、財務高度化が図れると推察します。</p>

### 3. 企業への影響

- 本試行政策は各企業に対し様々な利便性向上をもたらすことから、各社は本件の活用可能性を模索することを推奨します。例えば、資金調達にお困りの企業であれば、本試行政策の外債に関連した細則の活用検討であったり、余剰資金の活用を検討される企業では、本試行政策の域外貸付に関連した細則を活用した子親ローンの実施などが想定されます。また、サプライヤーに対する資金面のサポートが必要な場合、本試行政策(資本金、外債の使用範囲の拡大)を活用することもできます。さらにクロスボーダー決済が多い貿易会社への決済エビデンスの簡素化や多国籍グループ企業等へのクロスボーダープーリングにおける政策内容もアップグレードされており、企業に

としては多種多様な政策手段を活用した事業推進が可能となると推察します。

- 本試行エリアは4地域のみとなりますが、今後、この試行政策の一部或いは全部が全国に普及する可能性もあります。もし、ビジネスニーズが大きく、即座に今回の試行政策メリットを享受したいのであれば、試行エリアへの進出や会社新設も選択肢として挙げられます。但し、新設会社が試行地域銀行の判断基準に基づいてパイロット企業として承認されるかは事前に確認しておくことをお勧めします。また、現状本試行の活用余地が少ない企業についても、足許の政策動向の把握は重要です。将来、試行政策が全国展開された際に、各社の事業展開に沿った政策活用が期待されることから、現段階から今回の試行政策に注目しておくことを推奨します。
- 本試行政策の潜在的な方針としては、①当局手続きや業務判断を銀行に委ねること ②信用性の高い企業に確実に利便性を与えることの二点が窺えます。内部統制の健全な企業に対して、銀行がより簡便且つ効率的で質の高い金融サービスを提供するよう当局が奨励しております。同時に、企業が銀行や当局の業務指導だけに頼らず、優遇を享受しやすい『優良企業』を目指して、自ら内部管理メカニズムの構築と強化により注意を払うように取り組んでいくことも重要、だという当局メッセージが込められている試行政策だと推察します。
- 外貨管理局は、経常項目・資本項目における現行規制を大幅に簡素化及び緩和し、企業の日常的な決済や投融資業務等が一層スムーズに実行できるよう本試行政策を打ち出したものだと推察します。それを踏まえ、RCEPの施行も加え、中国現法を更に活用する、中国事業を更に拡大する機運も今後高まっていくと予想されます(例、「規制緩和」+「RCEP発効」を活用して一帯一路へビジネス展開など)。従って、この機会に中国現地法人が地域財務センターや貿易センター、オペレーションセンターを設立することを検討し始めることも、中国事業拡大に向けた企業成長戦略策定の上で重要になってくると推察します。

引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。 以上

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連企業のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものにりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連企業並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連企業は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザー部 中国ビジネスソリューション室

(商号) MUFG バンク(中国)有限公司

(住所) 上海市浦東新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階

(登記番号) 中国銀行保険監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001